

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（<u>事務本部</u>にあつては、<u>人事担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、各共通事務部<u>並びに第57条の組織</u>をいう。以下同じ。）の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>並びに<u>第57条の組織</u>にあつては、<u>労務担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>附 則（令和8年達示第54号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>